



島根県報

平成28年12月27日（火）

号外 第 196 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を（人 事 課） 2
改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第93号）

1 規則の概要

補償の対象となる通勤による災害における通勤の途中の日常生活上必要な行為（ただし、当該行為による経路の逸脱又は中断の間に生じた災害は、当該補償の対象から除く。）に該当する親族の介護について、その対象となる孫、祖父母及び兄弟姉妹の同居要件に関する規定を削除することとした。（第2条の5関係）

2 施行期日

平成29年1月1日から施行することとした。

規**則**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第93号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第5号中「職員と同居している」を削り、「次に掲げる者」の次に「（イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第2条の5第5号の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。